

市営住宅入居・退去に関する Q&A

Q1. 市営住宅に入居できる条件を教えてほしい。

A. 下記の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

①同居する親族がいること

60歳以上の方、障害者手帳をお持ちの方等は、単身入居が可能です。

②世帯収入が月額158,000円未満であること

入居者及び同居者が60歳以上の場合、入居者又は同居者が障害者手帳をお持ちの場合、義務教育終了前の同居者がいる場合等は、214,000円未満。

③現に住宅に困窮していることが明らかであること

住宅に困窮しているとは、以下のような状況が想定されます。

- ・老朽化等により、住宅が保安上危険又は衛生上有害な場合。
- ・他の世帯と同居していて、著しく生活の不便を受けている場合。
- ・収入に対して著しく過大な家賃を支払っている場合。

※本人所有の住宅をお持ちの方は、入居できません。

④税金に滞納がないこと

⑤入居者及び同居者が暴力団員でないこと

詳しくは、関連ファイルの「市営住宅入居申込案内」をご覧ください。

Q2. 市営住宅の家賃はいくらですか。

A. 住宅の建設年や規模によって異なります。

また、入居者の収入によって変動します。

およそ15,000円から35,000円。

家賃に加えて、各団地ごとに共益費がかかります。

駐車場は、1台分用意しています。

Q3. 市営住宅にエアコンは設置してありますか。

A. エアコンは設置していません。

ご自身でご用意ください。

そのほか住宅の設備について、以下の通りです。

お風呂：○ 部屋の照明器具：× キッチンコンロ：× その他家具：×

※新栄町団地と東鷹栖団地3～5号棟はオール電化の住宅です。

Q4. 入居時に必要なものは何ですか。

A. 入居が決定しましたら、敷金を支払っていただきます。
敷金は決定した家賃の3倍の金額になります。
また、入居の際は、連帯保証人を1名用意していただきます。

Q5. 市営住宅でペットは飼育できますか。

A. ペットの飼育はできません。

Q6. 住宅を退居するときは、どのような手続きをしたらいいですか。

A. 退去する際は、家具家電等撤収し、お部屋を空にしてください。
空の状態で、お部屋に修繕箇所等がないか検査を行います。
検査日程を決めますので、退去日の10日前までに市役所へ届け出てください。

Q7. 退去時はどんな費用がかかりますか。

A. 退去される際、皆さんに負担していただく費用は

- ・畳の取替え費用
- ・ふすま・障子の張替え費用
- ・室内クリーニング費用 の3点です。

上記に加えて、検査時に入居者の責による破損等を確認した場合、別途費用負担していただきます。

修繕費用の金額等について、検査日の2~3か月後にお知らせします。

※入居時にいただいた敷金は、修繕費等に充当します。

このほかにご不明な点がありましたら、都市整備課までお問合せください。